

審査評価票

項目		審査の視点（例）	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	平均
団体の状況	(1) 団体の理念、管理運営にあたっての基本方針	・横浜自然観察の森の設置目的である自然保護思想の普及及び向上を図るものとなっているか。	5	5	5	5	4	5	4.8
		・身近な自然環境の保全及び自然保護教育の拠点となる管理運営となっているか。	5	5	5	5	4	5	4.8
	(2) 応募理由	・施設の設置目的、地域特性等を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5	5	5	5	5	5	5
	(3) 団体の財務状況	・団体の財務状況は健全で、継続的な運営が可能か。	5	4	4	4	4	4	4
(4) 団体の活動実績	・類似施設の管理運営等、管理運営が実施できる十分な実績があるか。	5	5	5	5	4	5	4.8	
管理運営体制等	(1) 職員の確保、配置及び育成	・建物、設備及び園地の維持管理や管理運営に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	5	4	5	5	4	5	4.6
		・職員の資質向上のための研修が具体的に計画されているか。	5	5	5	5	4	5	4.8
	(2) 災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、感染症対策、公衆衛生	・事件、事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5	4	4	4	4	3	3.8
		・市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割や地域・消防局等と連携した取組が計画されているか。	5	4	5	5	4	5	4.6
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	・利用者の意見、要望、苦情等の受付方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5	5	5	5	4	4	4.6	
(4) 横浜市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。国際園芸博覧会、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5	5	5	5	4	4	4.6	
施設の維持管理	(1) 建物及び設備の維持管理	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。	5	4	4	5	3	4	4
		・「横浜自然観察の森保全管理計画」に基づき、利用者の安全や生物多様性に配慮した内容となっているか。	5	5	5	5	4	5	4.8
	(2) 園地及び樹木の維持管理	・順応的な環境管理が実行可能な計画となっているか。	5	5	5	5	4	5	4.8
事業の企画・実施	(1) 普及・教育、行事の実施	・一般来園者対応、団体利用者対応、展示・ワークシートによる解説が適切に行われる内容となっているか。	5	5	5	5	4	4	4.6
		・「関心・行動・協働」の段階を踏まえた行事が計画されているか。	5	5	5	5	4	4	4.6
	(2) ボランティアコーディネート	・当該施設のボランティアグループである「横浜自然観察の森友の会」と協力しながら、団体が自主運営し、活動が円滑に行えるコーディネート内容になっているか。	5	5	4	5	4	5	4.6
	(3) 関係機関及び地域団体との連携・協働	・関係機関、近隣施設及び自治会町内会など地域の団体との連携・協働の考え方は適切か。積極的に取り組んでいるか。	5	4	4	5	4	5	4.4
	(4) 広報、利用者サービスの向上、利用促進策	・利用者数、事業への参加者数やサービス向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5	4	4	4	3	5	4
	(5) 環境調査	・モニタリング調査、環境教育効果測定調査、生物保全基礎調査および観察資源調査が適切かつ継続的に行われる計画となっているか。	5	5	5	5	4	5	4.8
	(6) ウェルカムセンターとしての機能	・「横浜みどりアップ計画」の趣旨を踏まえた、市民向けイベント、企業CSR活動支援がなされているか。	5	5	4	5	4	5	4.6
・教育効果の高い学校教育向けプログラムや、教員の学習、研究に対する支援などの取組が計画されているか。		5	5	5	5	4	4	4.6	
(7) 地域特性の理解及び、課題を踏まえた事業提案	・地域特性を理解し、課題やニーズを十分に捉えた施設運営、事業計画となっているか。	5	4	4	5	4	5	4.4	
収支計画及び指定管理料	(1) 指定管理料の額	・収支計画が適切であり、有料施設（研修室）の運用や効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。増収などにむけた工夫がなされているか。	5	4	4	5	3	4	4
小計			120 (最低基準72)	111	111	117	94	110	108.6
加減点項目	(1) 市内中小業者等であるか	・市内中小企業または地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業者の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。							
	(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	・障害者雇用率が法定雇用率を超える団体 以下のワークライフバランス及び男女共同参画の推進を行う団体							
		・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定							
		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定	1.2 評価点5/5×6 (点)×20%	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定								
(3) 当期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	管理運営実績が良好であるか。 （-6～+12点の範囲）	12	12	12	12	12	12	12	
合計			143	124.2	124.2	130.2	107.2	123.2	121.8